

もっと！京丹波観光応援クーポン登録店舗・施設募集要項

1 事業の趣旨

コロナ禍で特に落ち込んだ観光消費を喚起するため、飲食店や宿泊施設のほか観光関連施設で利用できるクーポンを発行し、地域経済の回復を支援する。

2 クーポンの発行概要

クーポンの名称	もっと！京丹波観光応援クーポン
発行者	京丹波町観光協会
発行数	5,000 セット
額面	1セット 6,000 円 (500 円×12 枚綴り)
販売価格	1セット 3,000 円
販売場所	各取扱店舗・施設
1店舗あたりの販売限度数	登録店舗・施設数により決定
1人あたりの購入限度数	1人3セットまで ※期間中1回限り
実施期間	令和3年4月24日(土)～令和3年8月22日(日) ※販売はクーポンが売切れ次第終了
登録対象事業者の範囲	京丹波町内の ①飲食店 ②宿泊施設 ③観光関連施設
取扱店舗等登録受付期間	令和3年4月9日(金)～令和3年4月16日(金) 午後5時
対象商品	①登録店舗での飲食・登録店舗で製造販売されるテイクアウト商品 (仕入商品は除く) ②登録宿泊施設の宿泊費 ③登録観光施設の入園料・使用料・体験料

3 クーポンの取扱留意点について

- (1) このクーポンは、取扱店舗・施設での取引においてのみ使用が可能です。
- (2) クーポンの販売は、取扱店舗・施設にておこなってください。販売した際の売上金は当協会が回収し、受け付けた使用済みクーポン分を振込します。

- (3) クーポンは次の用途には使用できません。
- ・クーポンを単に現金化すること及びこれに類する行為。クーポンを担保に供し、または質入れすること。
 - ・換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等）、たばこ事業法に規定する営業に係る支払い。
 - ・国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い。
 - ・発行者がクーポンの使用に相応しくないと判断したもの。
- (4) クーポン額面以下の利用であってもお釣りは出さないでください。支払い不足分は現金で受け取ってください。
- (5) クーポンで支払われた場合の返金はできません。
- (6) 有効期間を過ぎたクーポンは受け取らないで下さい。
- (7) クーポンの盗難・紛失、換金期限切れ等による損失、不正利用等があっても発行者は一切責任を負いません。

4 取扱店舗・施設の登録について

(1) 応募要件

- ①京丹波町内で営業する飲食店、宿泊施設、観光関連施設で当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること（※許可証の写しの提出を求める場合があります。）
- ②新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていること。
- ③京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）を遵守すること。

(2) 申込方法

次の必要書類を事務局までご持参いただくか、郵送、メール、FAXにてお送りください。

① クーポン取扱店舗・施設登録申込書

※京丹波町観光協会のホームページからもダウンロードできます。

② 指定預金口座の口座番号と名義がわかる通帳の写し

※過去に提出済の場合は振込口座を変更する時のみ提出してください。

(3) 申込先

京丹波町観光協会事務局

〒622-0222 京都府船井郡京丹波町須知色紙田1番地1

FAX：0771-89-1713

MAIL：info@kyotamba.org

(4) 申込期間 令和3年4月9日（金）～令和3年4月16日（金）午後5時

(5) 販売用クーポン引渡し

令和3年4月20日（火）から当協会窓口にて引渡します。

※申込書に不備があるなど登録ができない場合は連絡します。

5 換金方法

換金受付期間	令和3年4月26日(月)～令和3年8月30日(月) 午前9時～午後5時 ※土日祝日をのぞく
換金受付場所	京丹波町観光協会窓口
換金方法	使用済クーポン裏面に事業者名を記名または押印し、換金依頼書を添えて窓口へ提出
その他	①原則、毎週月曜日(祝日をのぞく)までに受付けた分を同じ週の金曜日に振込 ②クーポンを販売した場合は、その売上金と購入申込書を窓口へ提出してください。

※別途換金マニュアルを参照してください。

6 留意事項等

- (1) 取扱店舗・施設登録申込時にご記入いただいた店舗・施設情報については、本事業においてのみ使用し、それ以外の用途において使用することはありません。
なお、店舗・施設情報の一部(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)について当協会のホームページやクーポン周知チラシ等の広報に使用することがあります。
- (2) 購入申込書にご記入いただいた購入者の個人情報についても、本事業においてのみ使用し、それ以外の用途においては一切使用しません。

7 その他

- (1) 取扱店舗・施設には、本事業の取扱店舗・施設であることが明確になるようにステッカーを配布しますので、わかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 本募集要項に記載されていない事項等については、協議のうえ決定します。

お問い合わせ先

京丹波町観光協会事務局

〒622-0213 京都府船井郡京丹波町須知色紙田1番地1

TEL : 0771-89-1717 FAX : 0771-89-1713

MAIL : info@kyotamba.org